

配給肥料について

● 廣澤 吉平

このルポルタージュは茨城縣下の研究指定村・北那珂の各部落（農家六二戸）において、二八戸の農家についてなされた聴取調査（昭和二三・七・一現在）の結果である。まず便宜上調査農家を四つの類型にわけて經營の構造を表示しよう。

(一) 第一經營型 (一・五町以上) 農家の概況

調査農家 番 號	家族員數	田	畑	計	所有林野	飼養牛・馬	自作小作別	事業業別	兼業の種類
13	二	一八・五七	一〇・〇五	二八・五三	二四・〇〇	馬	自作	専業	
12	一〇	一四・六〇	二・〇〇	一六・六〇	一〇・〇〇	馬	自作	専業	
11	六	一三・七〇	二・一八	一五・八八	八・一七	馬	自作(地主)	兼業	
10	八	一三・三〇	七・四二	二〇・七二	七・〇〇	馬	自作(地主)	専業	
9	九	一〇・三三	二・一〇	一二・四三	一〇・〇〇	馬	自作	専業	
8	七	一〇・四〇	六・五〇	一六・九〇	〇・九元	馬	自作(地主)	専業	
7	八	一〇・〇〇	九・七六	一九・七六	三・〇〇	馬	自作	専業	
6	八	一〇・四〇	六・七三	一七・一三	四・五〇	馬	自作(地主)	専業	
5	七	一〇・三三	六・九七	一七・三〇	一〇・〇〇	馬	自作	専業	
4	八	一〇・三三	八・〇元	一八・三三	五・五元	馬	自作	専業	
3	九	一〇・三三	六・八八	一七・二一	三・〇〇	馬	自作(地主)	兼業	保険代理業
2	七	一〇・三三	六・二九	一六・六二	四・〇〇	馬	自作	兼業	
1	七	一〇・三三	三・九七	一四・三〇	七・〇〇	馬	自作	兼業	

(二) 第二經營型 (一・五町未満) 農家の概況

調査農家 番 號	家族員數	田	畑	計	所有林野	飼養牛・馬	自作小作別	事業業別	兼業の種類
14	六	八・八六	五・七三	一四・五九		馬	自作	専業	

農村だより

業	業
專	專
竹	作
小	小
自	一
.	.
一〇・六三	一〇・六七
五・三七	三・〇八
五・三五	七・五九
七・七	七・七
、 0	
16 15.	

(三) 第三經營型 (五反以上一町未満) 農家の概況

調査農家 番 號		家族員數	經 營 面			所有林野	飼養牛・馬	自小作別	專業兼業別	兼業の種類
田	畑		計							
17	六反	四・七〇〇	九・九元	馬	一頭	小作	專業	專業	瀬戸物行商	
18	五反	三・〇五五	九・九六	牛	一	自作(地主)	專業	專業		
19	八	五・二二五	九・〇七	馬	一	自作	專業	專業		配給店
20	五反	二・四〇〇	八・七五	牛	一	自作	專業	專業		
21	五反	二・一〇五	八・二八			小自作	專業	專業		
22	三反	三・一〇〇	六・七六			自作(地主)	兼業	兼業	精米業	
23	四反	一・九〇〇	五・二三			小作	兼業	兼業		

(四) 第四經營型 (二・九反以上)
(五) 反未滿 (農家の概況)

調査農家 番 號	家族員數	經營面積	所有林野	飼養牛、馬	自作別	專業兼業別	兼業の種類
24 25	五六	田 反 三・三〇 一・五三 畑 反 一・一〇〇 二・六〇 計 四・四〇 四・三〇 反	10・000 反	14	小作 小作	兼業 兼業	大工、石工、農 賃働、賃働 賃働、賃働

28	27	26
五	三	七
一・八〇〇	一・四〇〇	一・五〇〇
一・一〇〇	二・〇〇〇	二・六〇〇
二・六〇〇	三・四〇〇	四・一〇〇
自作(地主)	小作	小作
兼業	兼業	兼業
業	業	業
木挽、農賃働	農賃働	精米業

(備考) この部落には農業常備と専業の農業労働者は全くいない。

二

一、金肥とくに窒素増配への要望

収量がまさに肥料と天候の函数であることを身をもつて體驗している農民にとり、とりわけ自給肥料の増産の困難な今日、金肥特に窒素肥料の増配こそまさに緊急の要望である。

(i) 「作物別に希望する肥料の最低・最高所要數量は如何」という問を發したのであるが、その答も殊に最高數量については客觀性がないように考えられるので、良識ある者の一、二の意見をあげるに止めよう。最低所要量について7および28は「現在の倍位は欲しい」という。また20の配給希望量を示せば次の通りである。

20 農家希望の肥料最低・最高所要量(反當)

石 灰	窒 化 カ リ	過 機 酸	硫 安	水		稻	陸	稻	大	豆	棉	甘	諸	馬	鈴	薯	麥	類	野	菜
				最高	最低															
最高	最高	最高	最高	一〇・〇	五・〇	一〇・〇	一・二五	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇
最低	最低	最低	最低	五・〇	四・三	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	六・〇	五・〇	五・〇	六・〇	六・〇	六・〇	七・五	七・五	七・五	六・七
最高	最高	最高	最高	五・〇	四・三	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	六・〇	五・〇	五・〇	六・〇	六・〇	六・〇	七・五	七・五	七・五	六・七
最低	最低	最低	最低	四・三	三・〇	六・五	二・五	七・五	五・〇	三・〇	四・〇	七・〇	三・〇	一	一	一	五・〇	五・〇	四・七	三・四
最高	最高	最高	最高	七・〇	四・三	七・〇	七・五	五・〇	二・〇	一・〇	三・〇	二・〇	二・〇	四・〇	三・〇	四・〇	七・五	七・五	七・五	六・七
最低	最低	最低	最低	五・〇	四・三	五・〇	五・〇	五・〇	一・〇	一・〇	二・〇	二・〇	二・〇	三・〇	三・〇	三・〇	五・〇	五・〇	四・七	三・四

最高所要量に關連して參考のため、戰前の施肥量について聴いて見た。3では「水稻反當大豆粕、硫安、魚粕計十二貫を施し」、12では「水稻反當硫安五、六貫、大豆粕五、六貫位を、大麥にはその五、六割位を施して反六・五俵（四斗八）の收穫があつた」という。とはいえ、今日の肥料は以前のそれに比し量が少ないにも拘わらず肥效の顯著なことを、12、14および21の三農家が指摘している。

(2) 補充的役割をはたす自給肥料の顯著な肥效について熟知していることは、農民の言う「牛馬をもつ家の作柄は良好です。」(12)、とが「牛馬をもつ家となゐる家では反當米麥で一俵、烟草で二〇貫程の開きがある」(1)という表現からも窺われるが、自給肥料の増産の困難について六戸の農家(3・4・8・14・17・24)が指摘し、増産を妨げるモーメントとして山林の濫伐と、また近くに山林少く一里半先の遠くまで行くための勞力不足、勞賃高などをあげている。

一年程前から厩肥料は出廻らない。そこで1は雞糞、屑大豆、菜種粕、糠を、3は大豆(反當水田二斗)および雞糞(棉作)、12は大豆(烟草反當二斗・戰前は二斗)を夫々施し、又24は「昨年厩硫安一袋(二千圓)を買入れ、また牛骨を集めて骨粉を製造したという。雞糞八貫(四百圓)で麥一俵の増産ができると7はいふ。

しかし大豆を肥料に廻す餘裕の少ないことを17および24は指摘している。

二、配給肥料ロツスの極小化

(1) 肥料荷造りの完全化。荷造りの不備により、特に硫安の目減りの著しいことを6、9、13、18および21が指摘している。

(2) 新肥施用法の指導を要望(1、10および13が指摘)。特に硫安は濕氣のある際煙草に用いて失敗し、斑點を生ぜしめた者があり、昨年の旱魃期に際し硫安を水田に施用して肥效の大であつたことから、水田施用の一般的合理性をもとめるものさえ現われている。新肥の懇切な指導こそ急務である。

(3) 適期の配給(8、9、12および24が指摘)。「石灰窒素の如き特殊肥料は田植、播種前に來ないと基肥に間に合わない」(8)、又「洗用しがちとなる」(9)、「鹽化カリなどは潮解する」(24)「春肥秋肥各一回で配給してもらえ」と計劃も立つ(12)。

三、精米麥の供出か又は糖類の還元配給(12および17)
この制度に對する農民の希望はつよく増産に果す役割は重大である。

四、現行配給制とその改革

(1) 窒素肥料の配給の仕方は大農(供出)中心制度であつて、零細農は所詮は縁なき衆生、慣農の汚名を心ならずものばねはならぬという。24は「リンク肥料が皆無か少量しかない小農は、田植にも無肥料か加里で間に合せている仕末」と云い、27は「反別割の肥料は、苗代で無くなる」といい、又19は「現在は大農中心の制度で、大農には反四貫程の硫安乃至硫安の配給があるのに、小農は殆んど人糞程度の營農を餘儀なくされている」といつてい

る。

これは零細農のいつわらざる告白であるが、このことを良識ある農民も自らの立場に囚われることなくみとめている。5は「報奨肥料のない者は増産は困難である」といい、7は「リンク肥料の關係で大きい者程作柄がよく、反三貫程度での増産は困難である。今の報奨制は大農中心であるが、増産と思ひやりから肥料および衣料については小農の立場もより考慮する必要がある」と。又16は「肥料は一般に足りないが特に小農は甚だしい」といい、9は「十俵以下の供出農家では肥料は殆んど苗代でなくなつてしまふ」という。

(2) 窒素肥料の配給方法の改革案として指摘されたものに二案がある。

第一案は、現行のリンク窒素肥料は全廢して加里過燐酸の如く一律に反別割に充當し、報奨は凡て肥料以外のものによることを要求している。

第二案は現行のリンク窒素肥料は全廢し、一律に反別割に充當し、報奨肥料は燐酸、加里をもつてあててを求めている。この點に關する村の聲を紹介すれば次の通りである。27は「報奨肥料は全廢しこれを反別に割當てて欲しい」。24と16は「リンク肥料は全廢してこれを反別に割當配給し報奨は肥料以外のものにして欲しい」。又26は「報奨は窒素肥料以外の過燐酸、加里などにしてもらいたい」という。この外に17は「リンク肥料は供出量ではなく生産量にリンクすべきで、今の制度は増産にも支障をきたす」

という意見をもつている。

それにしても、昨秋から實施されることとなつた公正な配給を保障する通帳制と、末端で煩瑣視されがちだつた窒素肥料の配給方法の改革こそ、正に一大進歩といわねばならない。従來は窒素肥料の配給對象を自家保有反別と供出反別にわけ、後者にはリンク肥料と調整肥料を、前者には別に反別割のものを、夫々配給するという仕組みであつた。だがこの算出方法は末端にとつてはむずかしく、又後者が前者に比し反當三四百匁多いに過ぎないという所に批判のモメントが存したようである。

これを要するに、肥料ことに窒素肥料の配給制度がより合理化され、半休眠状態にある農耕地に活を入れて、もつて農業生産力を一段と昂揚することが刻下の急務であることを痛感するものである。

終りにこの調査に際し協力下さつた北那珂村當局、農業會、青年學校並びに部落の各位に對して、深甚の謝意を表する次第である。(昭和二三・二・二二)

(茨城縣駐在研究員)